

旧岩崎邸庭園に関する保存活用計画書（建造物編）

## 重要文化財（建造物）

旧岩崎家住宅（東京都台東区池之端一丁目）

## 保存活用計画

---

令和7（2025）年2月

東京都建設局公園緑地部

# 例 言

1. 本計画書は、重要文化財（建造物）旧岩崎家住宅（東京都台東区池之端一丁目）に関する保存活用計画書である。東京都建設局公園緑地部が、文化庁文化資源活用課及び文化財第二課並びに東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導・助言を得て、令和3（2021）年から「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会」において審議し、今般、策定するものである。

- ・「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会」名簿

（専門委員）

| 氏名     | 職   | 分野           |
|--------|---|--------------|
| 進士 五十八 | 東京農業大学名誉教授・元学長<br>福井県政策アドバイザー／福井県里山里海湖研究所所長 | 学識経験者（造園学）   |
| 小野 良平  | 立教大学教授                                      | 学識経験者（風景計画学） |
| 亀山 章   | 東京農工大学名誉教授                                  | 学識経験者（造園学）   |
| 河東 義之  | 小山高専名誉教授                                    | 学識経験者（近代建築史） |
| 住吉 泰男  | 前公益財団法人東京都慰霊協会理事長                           | 公園行政         |
| 谷川 章雄  | 早稲田大学名誉教授                                   | 学識経験者（考古学）   |
| 藤井 恵介  | 東京芸術大学客員教授<br>東京大学名誉教授                      | 学識経験者（建築史）   |

（相談役）

| 氏名     | 職                | 分野        |
|--------|------------------|-----------|
| 龍居 竹之介 | 一般社団法人日本庭園協会名誉会長 | 専門家（日本庭園） |
| 樋渡 達也  | 武蔵野文化協会理事長       | 公園行政      |

（助言指導者）

| 氏名                  | 職                                |
|---------------------|----------------------------------|
| 平澤 毅                | 文化庁文化財第二課 名勝部門（主任文化財調査官）         |
| 五島 昌也<br>(令和6年3月まで) | 文化庁文化資源活用課 整備活用部門（建造物）（主任文化財調査官） |
| 井川 博文<br>(令和6年4月から) | 文化庁文化資源活用課 整備活用部門（建造物）（文化財調査官）   |
| 原 眞麻子               | 東京都教育庁地域教育支援部管理課 課長代理 文化財担当職員    |
| 鈴木 徳子               | 東京都教育庁地域教育支援部管理課 課長代理 文化財担当職員    |

（事務局）

|                         |
|-------------------------|
| 東京都建設局公園緑地部公園建設課        |
| 委託先：公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 |
| 庭園担当：株式会社 愛植物設計事務所      |

2. 本計画書は、平成16（2004）年度に東京都建設局公園緑地部が策定し、平成19（2007）年度に一部改定した「旧岩崎邸庭園保存活用計画【重要文化財（建造物）旧岩崎家住宅】」（以下「平成19年度

計画」)を全面的に改定するものである。

3. 本計画は「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針(文化庁)」(平成31(2019)年)及び「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針(文化庁)」(平成11(1999)年3月)に基づき策定した。
4. 専門委員会では、旧岩崎邸庭園に関しても並行して審議を行い、「東京都における文化財庭園の保存活用計画(旧岩崎邸庭園)」を別途作成している。計画の内容は相互に齟齬のないように作成したものである。
5. 本計画では重要文化財「旧岩崎家住宅」の宅地指定範囲(国所有地)と附帯園地(東京都所有地)を含む旧岩崎邸庭園の都市公園開園区域を計画区域とする。
6. 本文中の「復原」とは、痕跡や資料等の明確な根拠に基づき当初の状態に復することを意味し、主に建造物に関する記述で使用した。「復元」とは明確な物理的痕跡は残っていないが蓋然性が高い復旧を意味し、主に庭園に関する記述で使用した。
7. 計画区域内の建造物、庭園等の名称は以下に統一する。(配置図参照)

|        | 名称       | ふりがな             | 指定名称      |
|--------|----------|------------------|-----------|
| 建造物    | 洋館       | ようかん             | 洋館        |
|        | 撞球室      | どうきゅうしつ          | 撞球室       |
|        | 和館(大広間)  | わかん(おおひろま)       | 大広間       |
|        | 附洋館北面袖塀  | つげたりようかんきためんそでべい | 附洋館北面袖塀   |
|        | 附煉瓦塀     | つげたりれんがべい        | 附煉瓦塀      |
|        | 旧管理所     | きゅうかんりじょ         | -         |
|        | 管理所      | かんりじょ            | (宅地指定範囲外) |
| -      | 茅町本邸内実測図 | かやちょうほんていないじっそくず | 附実測図      |
| 庭園(宅地) | アプローチ    | あぷろーち            | -         |
|        | 車回し      | くるままし            | -         |
|        | 芝庭       | しばにわ             | -         |
|        | 書院庭      | しょいんにわ           | -         |
|        | 坪庭       | つぼにわ             | -         |
|        | 附帯園地     | ふたいえんち           | (宅地指定範囲外) |

和館(大広間)は、指定名称は「大広間」であるが、広大な和館のうち壊されずに保存された部分(部屋)の名称であり建物を指す名称では無いため、計画内では、「洋館」に対して「和館」または「和館(大広間)」と呼ぶこととした。

なお、旧岩崎邸庭園敷地内にある四阿あがまや(跡)について、西側の四阿を「西四阿」、東側の四阿を「東四阿」と呼ぶこととした。敷地外であるが、かつて南側に存在した四阿を「南四阿」とした。

8. 本文中で「茅町本邸」は岩崎家時代(明治11(1878)年~昭和19(1944)年)の敷地を語る時に使用し、「旧岩崎邸」は久彌時代(明治18(1885)年~昭和19(1944)年)の敷地を語る時に使用した。
9. 本計画に掲載している全ての図版、写真等の無断転載を禁止する。



配置図（都立公園開園区域）

# 目次

## 第1章 計画の概要

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 計画の作成                 | 1  |
| 1-1 作成年月日                | 1  |
| 1-2 作成者                  | 1  |
| 1-3 計画期間                 | 1  |
| 1-4 計画の名称                | 1  |
| 2. 文化財の名称等               | 1  |
| 2-1 重要文化財（建造物）の名称及び指定年月日 | 1  |
| 2-2 所有者の氏名及び住所           | 1  |
| 2-3 管理団体の指定              | 2  |
| 3. 文化財の概要                | 2  |
| 3-1 文化財の構成               | 2  |
| 3-2 文化財の概要               | 2  |
| 3-3 建設に関わった人物            | 24 |
| 3-4 建造物の主な改造時期とその内容      | 35 |
| 3-5 文化財の価値               | 48 |
| 4. 文化財保護の経緯              | 51 |
| 4-1 保存事業履歴               | 51 |
| 4-2 活用履歴                 | 56 |
| 5. 保護の現状と課題              | 56 |
| 5-1 保存の現状と課題             | 56 |
| 5-2 活用の現状と課題             | 57 |
| 6. 旧岩崎邸庭園及び周辺にかかわる行政計画等  | 58 |
| 7. 計画の概要                 | 60 |
| 7-1 計画区域                 | 60 |
| 7-2 計画の目的                | 61 |
| 7-3 基本方針・計画の概要           | 61 |
| 7-4 今後の事業計画              | 62 |

## 第2章 保存管理計画

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 保存管理の状況        | 63  |
| 1-1 保存状況          | 63  |
| 1-2 管理状況          | 63  |
| 2. 保護の方針          | 64  |
| 2-1 保護の方針         | 64  |
| 2-2 部分・部位の設定      | 64  |
| 2-3 〈部分〉の設定と保護の方針 | 64  |
| 2-4 〈部位〉の設定と保護の方針 | 79  |
| 3. 管理計画           | 104 |
| 3-1 管理の体制         | 104 |
| 3-2 管理方法          | 104 |
| 4. 修理計画           | 106 |
| 4-1 当面必要な維持修理等の措置 | 106 |
| 4-2 今後の保存修理計画     | 108 |

## 第3章 環境保全計画

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 環境保全の現状と課題     | 117 |
| 1-1 保存の課題         | 117 |
| 1-2 整備の課題         | 117 |
| 2. 環境保全の基本方針      | 118 |
| 2-1 保存の理念         | 118 |
| 2-2 整備の理念         | 119 |
| 3. 区域の区分と保全方針     | 119 |
| 3-1 区域の設定         | 119 |
| 3-2 管理区域の設定       | 121 |
| 3-3 管理区域別の保存管理の方針 | 122 |
| 3-4 宅地（庭園）の保存の方法  | 124 |
| 4. 建造物の区分と保護の方針   | 127 |
| 4-1 建造物の区分        | 127 |
| 4-2 建造物の管理の方針     | 128 |

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 5. 防災上の課題と対策        | 130 |
| 5-1 防災上の課題          | 130 |
| 5-2 当面の改善措置と今後の対処方針 | 130 |
| 5-3 環境保全施設整備計画      | 130 |

## 第4章 防災計画

|              |     |
|--------------|-----|
| 1. 防火・防犯計画   | 133 |
| 1-1 防火対策     | 133 |
| 1-2 防火管理計画   | 133 |
| 1-3 防犯計画     | 138 |
| 1-4 防災設備計画   | 139 |
| 2. 地震対策      | 141 |
| 2-1 耐震診断     | 141 |
| 2-2 地震時の対処方針 | 142 |
| 3. 気象災害対策    | 143 |
| 3-1 被害の想定    | 143 |
| 3-2 今後の対処方針  | 143 |

## 第5章 活用計画

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1. 公開活用の経緯                   | 145 |
| 1-1 主な活用履歴                   | 145 |
| 1-2 主な活動団体                   | 145 |
| 1-3 入園者数                     | 146 |
| 1-4 利用状況                     | 146 |
| 2. 旧岩崎邸庭園で実施してきた取組み          | 147 |
| 2-1 開園時間                     | 147 |
| 2-2 園内行事の充実                  | 147 |
| 2-3 ユニバーサルデザイン               | 147 |
| 2-4 自動体外式除細動器（AED）など高齢社会への対応 | 148 |
| 3. 公開その他活用の基本方針              | 150 |
| 3-1 文化財としての価値の維持・保全          | 150 |
| 3-2 文化財の公開と活用                | 150 |
| 3-3 文化財の魅力の発信                | 150 |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 4. 公開計画                         | 151 |
| 4-1 建造物の公開                      | 151 |
| 4-2 宅地（庭園）の公開                   | 152 |
| 4-3 関連資料などの公開                   | 152 |
| 4-4 公開に係る情報提供                   | 152 |
| 4-5 公開実績の記録                     | 152 |
| 4-6 公開の注意事項等                    | 153 |
| 5. 活用計画                         | 158 |
| 5-1 計画条件の整理                     | 158 |
| 5-2 実施に向けての課題                   | 158 |
| 5-3 活用の手法例                      | 158 |
| 5-4 建築計画                        | 161 |
| 5-5 外構及び周辺整備計画                  | 166 |
| 6. 管理・運営計画                      | 166 |
| <br>                            |     |
| <b>第6章 保護に係る諸手続き</b>            |     |
| 1. 文化庁長官への届出を必要とする場合            | 167 |
| 1-1 修理届                         | 167 |
| 2. 文化庁長官の許可を必要とする場合             | 168 |
| 2-1 文化財建造物の現状を変更しようとするとき        | 168 |
| 2-2 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき | 169 |
| 2-3 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき   | 169 |
| 3. 本計画の改正                       | 169 |